

一般社団法人一関青年会議所会員資格規程

第1条 本規程は一般社団法人一関青年会議所定款に基づき本会員資格に関する事項を規定する。

第2条 新会員加入審議に関する事項

1. 入会の申込は理事又はJ C歴2年以上の正会員2名の推薦を必要とする。
他会議所より転籍の場合は当該会議所理事長の推薦を必要とする。
推薦者は所定の書式に従い本人との関係及び推薦理由を記し理事長宛提出する。
なお、推薦者は被推薦者に関し、入会承認後1カ年間例会出席会費納入はもとより一切のJ C活動についてこれを援助すると共にその責任を負うものとする。
2. 常任理事会は申込書により会員としての適格性を審議し、常任理事会の意見を添えて、理事会に具申する。
3. 理事会は常任理事会の意見を参考として仮入会の可否を決定する。
4. 仮入会を認められた者（以下「仮会員」という）は推薦者と共に理事長と面接し、J Cに関する責任義務履行について誓約書を提出する。
5. 仮会員は、仮入会后3ヶ月間に次の行事を出席義務を有する。
 - (1) 仮会員オリエンテーション
 - (2) 全ての例会
 - (3) 他に理事会の定めるところによる
6. 仮会員で出席義務を確保した者が、正式入会を希望したときは、理事会において正式入会の承認をする。

第3条 会費納入に関する事項

1. 本会議所の会費及び納入期限を次の通りとする。
正会員費 年額100,000円 特別会員費 終身20,000円
原則として2月末日までに一括納入すること。ただし、分納の場合は2月末日までに半額を、6月末日までに残額を納入すること。
2. 入会金は10,000円とし正会員として正式入会を認められたと同時に納入しなければならない。ただし、正会員より特別会員になる場合は入会金を必要としない。また、他会議所会員として、転居により本会議所に加入せんとする者で、他会議所の正会員の証のある者は入会金を半額とする。

3. 仮入会を認められた者は、年額会費の月割相当額を仮入会の月より正式入会が認められた月まで納入しなければならない。

第4条 休会

1. 次の事由により長期間欠席を余儀なくされる場合は、休会届けを提出し、理事会の承認を得て休会することができる。
 - (1) 病気療養及び看護
 - (2) 長期にわたる出張
 - (3) その他の事情による場合
2. 休会中の会費は、6カ月を越える長期欠席の場合、理事会の承認をもって翌年の会費については4分の1とすることができ本規程第3条に定める期限内に納入するものとする。又、すでに全額納入済の場合はその差額を返還する。

第5条 特別会員に関する事項

1. 正会員の年齢を超過した者はその年度末において自動的に本会議所の特別会員になる資格をもつ。
2. 前項以外に特別会員の申込をすることはできない。特別会員を希望するものは改めて特別会員申込書を理事会に提出する。
3. 特別会員は終身会費として本規程第3条に定める会費を納入し、例会、家族会等の会合に出席する場合にはその実費を納入するものとする。
4. 特別会員は役員選挙、被選挙権はない。理事会の諮問ある場合に限り本会の運営に関する意見を具申することができる。

付則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。